

日本内科学会 資格認定試験
病歴要約における個人情報の取り扱いについて

平成 29 年 5 月 30 日より改正個人情報保護法が施行されたことに伴い、ご不安をお持ちかもしれません。これを受け、平成 29 年 10 月 25 日付で一般社団法人 日本医学会連合から通知されました文書では、『各学会が行う専門医のデータベースの場合も含め学術研究の用に供する場合は、改正個人情報保護法においても、従前の規定の通り第三者提供の制限等の同法第 4 章の規定の適用が除外されることについては、個人情報保護委員会事務局と確認済みである』と記載されております。

日本内科学会は資格認定試験を始め、各種学会活動におきまして個人情報の取り扱いをこれまでどおり配慮しながら取り組んでいくこととしております。当局との確認のもと、本会資格認定試験における受験書類の提出（病歴要約の作成）にあたっては、下記のとおり、これまでと同様にご対応の程、宜しくお願いいたします。

《本会 資格認定試験 出願書類における患者個人情報の保護について》

※患者個人情報への配慮が著しく欠けている書類は、不合格といたします。

◆患者氏名（イニシアル）・生年月日・住所・連絡先等は記載しない。また、患者個人情報に繋がる紹介元（先）病院（医師）名の記載は避けて『近医』などと記載する。

（①受持入院患者一覧表 ②病歴要約）

◆患者氏名・生年月日・住所・連絡先等や紹介元（先）病院（医師）名は、消去（マジックインキで塗りつぶすなど）した後、再度コピーして透けて見えないようにするか、もしくは予め付箋等で覆ってコピーするなどして、絶対に読み取れない状態にして提出する。（③退院時サマリーのコピー ④手術記録のコピー ⑤剖検報告（最終診断）書のコピー）

●患者 ID は照合のため施設の ID としますが、施設で責任を持って管理する限りにおいては連結可能な独自の ID を用いても構いません。

変換された患者 ID コード表は、貴病院長の責任の下、教育責任者および診療記録管理室で確実に保管していただき、本会からの問合せに応じて照合できるようにしていただきますようお願いいたします。

※症例の不正使用の疑惑が出た場合、当該コードがなく、カルテと退院時要約が照合不能となった場合は虚偽の症例要約と判断して不合格となる場合があります。

お預かりいたしました病歴要約等を査読し評価する委員の先生方に対して、くれぐれも書類の紛失と書類上の個人情報（受験者および患者）流出をきたさぬように注意を徹底いたします。

引き続きご理解の程よろしくお願い申し上げます。